

札幌市立園・学校の子どもの新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の基準

①	子ども本人に感染が確認された場合	治癒するまで（療養解除されるまで）の間
②	子ども本人が、 保健所から濃厚接触者として指定された場合	保健所からの健康観察期間が終了するまでの間
③	子どもと同居している者に感染が確認された場合	②に揚げる場合を除き、以下のうちいずれかの間 ・同居の患者が治癒してから14日を経過した日までの間 ・同居の患者と同居しなくなった日から14日を経過した日までの間
④	②③の場合を除き、子ども本人が PCR又は抗原検査を受けることになった場合	受検者の検査結果（陰性）が判明するまでの間
	※子どもが保健所から濃厚接触者として指定されている場合は、②に従う	
⑤	子ども本人又は子どもと同居している者に 発熱等の風邪の症状がみられる場合	症状がみられる者の症状が消失するまでの間
	※新型コロナウイルス感染症以外の診断を受けた場合や、医師から新型コロナウイルス感染症ではないと告げられたときは、出席停止としない	
⑥	子ども本人が 海外から帰国・再入国した場合	帰国・再入国した者が検疫所から自宅待機を求められた期間
⑦	医療的ケアが日常的に必要な場合 基礎疾患等がある場合	主治医や学校医に相談の上、登校を判断する

※同居していない場合でも、毎日親戚の家に寄るなど、共にする時間が日常的にある場合は「同居」として扱う。

※**新型コロナウイルスワクチンを子どもが授業を休んで接種する場合、あるいは、子どもや同居の者がワクチン接種後に副反応と思われる症状が出ている場合**は、出席停止などの取扱いができるため、学校に相談すること。